

発議第5号

議会広報対策特別委員会の設置に関する決議について

上記の議案を東成瀬村議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年5月1日提出

提出者 東成瀬村議会議員 伊勢谷 勝 美

〃 鈴木 実

賛成者 東成瀬村議会議員 佐々木 悦 男

〃 高橋 清 一

〃 高橋 健

東成瀬村議会議長 佐々木 修 様

別紙

議会広報対策特別委員会の設置に関する決議

次の要綱に基づき、議会広報対策特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 議会広報対策特別委員会
2. 設置根拠 地方自治法第109条及び東成瀬村議会委員会条例第5条による。
3. 目 的 議会広報の発行対策に対する総合的調査。
4. 委員定数 5人
5. 調査期限 調査の終了までとする。
6. この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は委員会がこれを定める。